

令和6年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和6年9月10日(火曜日)
午前10時00分 開会

消 防 長 後 藤 博 昭 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名 津 美 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史 君

◎出席議員 (14人)

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

農業委員会会長 畑 雄 二 君
農業委員会事務局長 山 下 康 行 君

監 査 委 員 西 尾 正 君
監 査 事 務 局 長 高 橋 修 也 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 森 明人議員

11番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問ります。

3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員 令和6年第3回定例会

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
副 市 長 土 屋 貴 久 君
総 務 部 長 村 上 孝 徳 君
市 民 部 長 児 玉 ゆかり 君
保 健 福 祉 部 長 猪 谷 憲 恭 君
経 済 部 長 佐 藤 剛 司 君
都 市 整 備 部 長 清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎 君

において、大綱3点について、市長にお伺いいたします。

一つ目の広聴行政については、協働のまちづくりにおいて、広聴の役割は大変重要で、市長も力を入れていらっしゃいます。広聴はまちづくりの最初の一步です。その先にある施策に早く進んでいただきたいという市民共通の思いを込めて伺います。

市長は、美唄市が停滞しているのは、ビジョンがないからと評価され、「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」を掲げられました。そして「ときめき」とは、期待感と安心であると説明されています。第7期美唄市総合計画においては、「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」という副題がついておりまして、私はそこから農業を主軸とし、人口減少や超高齢化社会においても、農村の手間返し文化、観光の長屋文化を調和させ、美唄ならではの、ともに支え合う地域福祉を中心としたまちづくりが見えてきます。「ときめく未来を語る」とても響きの良い言葉です。しかしながら、ときめきは人それぞれ価値観で違います。Be Beautifulのタペストリーを見ても、カラフルな市民バスを見ても、市民の安心な生活につながりません。「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」というビジョンで、どのようにまちの停滞を止め、安心できる生活につなげるのだろうか、市民は相当の期待を持って、市長の新しい変化のある施策を待っている状況です。

そこで、市長の「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」というビジョンで、市長が考えるときめきや安心につながる施策はどのように実施されるのかを伺います。

また、市長は「対話から始まるまちづくり」をスローガンに対話を重視され、市民、事業者、議員、市職員と対話を中心にまちづくりを行い、人材育成をされるとしています。美唄市まちづくり条例にうたっているように、市民、市議会及び執行機関が情報を共有し、それぞれの役割を果たし、策定過程から評価に至るまで、市民が主体的に関われるようにすることは重要です。前回の定例会で同僚議員が「構想策定に市民の声は反映されたのか」「まちづくり条例を守っているのか」と何度も確認されたことは記憶に新しいところがございます。そこで、ときめく未来へ市長とのオープンディスカッションは従前の市政報告会や地域座談会と形を変えて行われました。その結果どうだったのか。実際に施策につながった意見や提案はあったのか、そこでときめく未来は語られたのか、ディスカッションはできたのか、それらについてお伺いいたします。また、新たな取組として、まちづくり勉強会やまちづくり目安箱、どのような状況か、お伺いいたします。

二つ目の福祉行政については、令和5年第2回定例会で、介護職不足について状況把握をお願いしたところ、「本年4月に施行した第9期美唄市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定時に行うアンケート調査により把握する」という答弁をいただきました。その後の進展を伺うものであります。

私なりにアンケート調査のデータを分析しますと、介護保険サービス提供事業者アンケート調査結果では、事業所を展開するに当たり困っていることの一番の理由がスタッフ不足であり、「介護職は法令上の人員は満たし

ているが、業務遂行のためにはもう少し人数が必要」が71.5%、「法令の数字を満たしておらず、利用定員を減らして事業を行っている」が7.2%で、合計80%もの事業所が介護職不足で悩まれている実情が分かりました。また、在宅介護実態調査では、「要介護者を介護している80歳以上の方」が33.3%、「介護のために仕事をやめた方」が18.2%という結果で、美唄市においても、老老介護や介護職不足があるということが分かりました。8月31日の道新の記事では、道内の介護業界の人手不足は深刻で、2026年度には2万人、2040年度には約5万6,000人も不足が出ると見込まれ、専門家は、介護職不足は国難レベルであると表されておりました。9月5日のNHKテレビ番組では事例を挙げて、介護保険料が強制的に引かれているのに、いざ使おうとするとヘルパーがいなかったためサービスが使えない、子どもの人生まで変える結果になってしまう、このまま疲弊する介護職の良心にのみ頼っていいのかと問題提起をしていました。先日、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会を傍聴させていただきました際にも、施設の規模については、「今後の利用者の数を推定することはもちろんだが、介護職員の数も課題になる」という意見が出されておりました。市長はアンケートの結果を見て、介護職不足をどのようにお考えになるのか。また、美唄市として介護職不足に対する取組に進展があるのかを伺います。さらに、外国人人材の有効性についても、昨年質問させていただいておりますが、本市でも外国人を受け入れている事業所があり、派遣会社等への費用などが重い負担となっていると伺っております。

負担軽減のための支援などは検討されているかを伺います。

三つ目の人事行政については、非正規公務員、官製ワーキングプアとして社会問題にもなっている会計年度任用職員に対して、市長がどのようなお考えを持っているかを伺うものであります。

令和2年度に地方公務員法の改正により新たな仕組みである会計年度任用職員制度が導入され、5年目を迎えました。民間企業では、労働契約法により、同一労働、同一賃金、有期契約の単年度雇用を5年継続すると、無期契約雇用に転換しなければならないということになりました。しかし、公務員には適用されません。当時「どうして同じ仕事をしているのに」という声をたくさん聞きました。会計年度任用職員には、公募によらない採用は連続2回を限度とするという雇止めや、有給を与えないための不適切な空白期間や退職金を払わないためのパートタイムの時間設定、低く抑えられた給与など、官製ワーキングプアを作り出し、正規職員と非正規職員との間で不合理な待遇差が社会問題となり、切替え時期によると新聞等が大きく報じております。総務省は正規職員と呼ばれる常勤の一般職と会計年度任用職員と呼ばれる非常勤の一般職の待遇差を解消するために制度の適切な運用の通知を度々出しています。今年6月28日には、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルの改正を行い、公募によらない採用について、「同一の者について連続2回を限度とするよう努める」という文言がなくなりました。公募によらない再度の採用について、美唄市の現状を伺います。

また、会計年度任用職員の報酬は、基本号俸に20号俸を加えたところが上限号俸と定められていて、4号俸ずつの昇給が5年で頭打ちになる仕組みです。会計年度任用職員の基準号俸、また上限号俸の根拠について伺います。また、5年以下の職員と5年以上の職員がどの程度の割合でいるのかを伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 協働のまちづくりについてであります。私は市政運営を行うに当たっては、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」という私の基本政策に基づき、様々な手法により市民ニーズを把握し、相互理解を深め、市民の皆様との納得を得られるよう取り組むことが基本であり、かつ、重要であると考えております。そういう意味において、私の言う「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」というビジョンとは、個別具体的な事業あるいは施策を指しているものではなく、まちづくり基本条例の基本原則「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」のあるべき姿を、私なりの前向きな言葉で表現させていただいたものであります。

次に、対話から始まるまちづくりについてであります。「ときめく未来へ」市長とのオープンディスカッションについては、市政に関するテーマについて、市民の率直な意見や、アイデアを市政に生かしていくため、また、市政への理解や関心を深めていただくことを目的に開催したものであり、令和5年度については、10月から11月に9会場で9回開催し119人の参加、令和6年度については、6月に9会場で10回開催し、106人の参加があったところです。オープンディスカッションにおける意見のうち、本年度の事業につながったものとい

たしましては、小中学校の暑さ対策として、普通教室へのエアコン設置や空き家対策として除去費の継続などのほか、利用者の予約状況に応じて効率的かつ最適なルートを運行する「AIデマンドバス」の実証実験を10月から開始することとなっております。実施後のアンケートでは、開催内容について「満足」「やや満足」と回答された方が令和5年度で78%、令和6年度で79%であったほか、自由記述として、「市民の意見や質問に対して、市長が直接回答してくれる形がよい。」「今後もこのような機会を定期的に設けてほしい。」などの意見があり、好意的に受け止められたものと考えております。また、本年度から新たな取組として、市民の皆さんからいただいた意見を、市政運営の参考にさせていただく「まちづくり目安箱」を設置し、8月末現在で7件の投稿がありました。また、私が市民のもとに伺い、希望するテーマに関する市の取組や事業についてお話しする「まちづくり勉強会」については、これまで2回実施したところであります。今後におきましても、市民の皆様との意見交換の場において対話を重ねながら、互いの意見を把握し、理解を深め、市政に生かしていくようしっかりと取り組んでまいります。

次に、介護職不足についてであります。初めに、「介護職不足に関しての市としての捉え方について」であります。第9期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、市内43か所の介護事業者を対象にアンケート調査を行い、全事業所から回答がありました。その結果、従業員については、「人員は足りている」が21.5%、「法令上の人員は満

たしているが、業務遂行のためもう少し人数が必要」が71.5%であり、5年前の第8期計画策定時と同様、おおよそ9割の事業所が定員に対し、法令上の人員を満たしながら事業を運営している状況であります。また一方で、高齢者の人口が減少しており、利用者の確保が難しいことが介護現場から課題として上がっている状況にあります。市民の皆様が介護サービスを利用する際の利用待ちの状況につきましても、現時点では在宅及び施設ともにほぼないと確認しております。この点からも介護人材の不足による市民の皆様へのご負担は少ない状況にあると考えているところであります。

次に、「介護職不足に対する市の取組と進展について」であります。国では、介護人材の確保に向けて、介護職員処遇改善加算を設けるなど介護職員の給与を他産業と遜色ない賃金水準を目指すほか、中高年齢者等の多様な人材の確保や離職防止等に取り組んでいることと認識しております。そうした中、本市においては、これまで介護従事者の皆様が高齢者の権利を擁護し、より良い介護を提供するために高齢者虐待防止研修を開催し、自分たちの行っている介護の仕事の素晴らしさや重要性を改めて実感いただくほか、尚栄高校の学生や市内児童・生徒の皆様が介護の仕事を手近に感じ、興味を持ってもらえるよう介護職の方と話ができる機会を設けるなどの取組を行ってきたところであります。今年度につきましても、外国人従事者向けの研修を計画しており、本市で介護に従事されている外国人の皆様が研修でスキルアップするほかにも、他の事業所の従事者と交流し、介護職を

続ける気持ちを維持できるような取組なども考えているところであります。

次に、「外国人介護人材に関しての取組について」であります。北海道において介護職を希望する方への就学支援金や就労支援金などの制度があることから、現時点で市独自の支援は考えていないところであります。いずれにしましても、外国人労働者については、介護以外の分野でも雇用されていることから、他の職域も含め、働きやすい環境の整備や安定的な介護人材の確保など、国の動向も注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員の適切な採用についてであります。初めに、会計年度任用職員制度については、総務省が示した事務処理マニュアルに基づき、令和2年度に策定したところであり、本市の会計年度任用職員については、美唄市会計年度任用職員任用規則に基づき、任用しているところであります。これまで再度任用は規定に基づき2回の更新を限度としているところですが、3回目の更新となる継続任用の手続に当たっては、会計年度任用職員が地方行政の重要な担い手になっていることを踏まえ、国が示す人材確保及び雇用の安定を図る観点から、正規職員に準じて継続的な任用に努めてきたところであり、これまで雇止めはないところであります。こうした中、本年6月に総務省から事務処理マニュアルの改正について通知があり、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されたところであり、

今後といたしましては、労使協議の上、通知に基づく関係例規の改正を検討してまいります。

次に、会計年度任用職員の給料の基準号俸と上限号俸の根拠につきましては、総務省が示した事務処理マニュアルに基づき、基準号俸については、類似する職務に従事する正規職員の属する職務の級の初号給の給料の月額を基礎とし、上限号俸については、会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度は、正規職員とは異なることから、職務の内容や責任等を踏まえつつ、給料の水準に一定の上限を設定したものであります。また、会計年度任用職員の給料は、地方自治法、地方公務員法のほか、美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、美唄市給与条例に規定する給料表を準用し、正規職員の給与が改定された場合は、会計年度任用職員の初任給のほか、月額給、日額級、時間給のいずれも改定されるものであります。なお、8月1日現在、会計年度任用職員314人のうち、任用5年以下の職員と5年以上の職員の割合につきましては、5年以下の職員が218人で69.4%、5年以上の職員が96人で30.6%となっております。

●3番江川いつみ議員 「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」につきましては、市民主体、情報の共有、協働を大切にしたまちづくりであるということを理解いたしました。ただ、今のところは物価高騰対策として、市民1人1万円、総額約2億円の事業を行った以降、従来の計画が花を開いているのみに見えます。市政の情報共有が少ないからかもしれません。神戸市長の神戸都心部のタワマン規制をご存

じでしょうか。賛否両論ある施策にもかかわらず、まちのために必要であると判断されたら、批判を覚悟で先頭に立つことが必要かと思います。今後、市長が起こす、変化する美唄住民の暮らしを守る施策に注視していきたいと思っております。

対話から始まるまちづくりについてですが、私は昨年3月定例会において、対話の在り方について質問させていただきました。市長のご答弁は「対話は立場の違うものが目的を持って語り合うことであり、これまでに実施してきた情報提供型の地域懇談会から地域住民とディスカッションする形式にリニューアルする」とのことでした。名称はオープンディスカッションに変わり、情報提供の時間は少なくなりました。しかし討論は行われていなかったように思います。市民は個々に思いを伝え、多くの場合、市長もご自分の思いを伝えて終わったように見えました。市民はその場で異論がなければ、自分の声が即叶えられると勘違いしてしまいます。まちづくり勉強会においても、まちづくり目安箱においても、「3人以上集まれば市長が伺います」「市長が必ず読みます」ということですが、私は、実際に現場で執行に当たっている職員の方が詳しく説明でき、明確な回答を持ち、また、その場に様々な部署の職員が関わることで、庁内の連携を図るきっかけになることもあると思っております。他のまちでは、市民と職員の対話としてホームページに上げているところもございます。市長が市民との対話で成長されるように、市の職員が市民と対話することで、人材育成につながることもあります。また、今回は期間も短かったという

こともあり、先ほど答弁いただいた施策はこれまでの懸案又は継続にとどまっており、新しいものではないように感じました。質問ですが、なぜお1人だけで市民の話を聞いてしまわれるのか。どのようにして、市長が聞かれたことを全庁職員に広げているのか。市長1人が話を聞く機会を年間40回も開催する必要があるのか。今後もディスカッションの名の下に地域懇談会を行うとすれば、考えられる工夫はあるのか。まとめて構いませんので、市長のお考えをお伺いいたします。1個、付け足しですが、市政において透明性は欠かせません。市長は生協の白石さんをご存じでしょうか、少し古いかもしれませんが。大学内の売店でお客の要望やクレームに対する掲示板の透明性が話題になりました。病院でも、患者の声に対する対応が人通りの多いところに掲示されている病院は、クレームに対しての真摯な対応がより信頼度を増すということがあります。誰にでも優しい情報共有の一つとして考えていただけたらありがたいです。

次に、介護職不足については、市は足りている、事業所は足りていないという齟齬は、法令上の人員を満たしていることで、充足とするか否かの違いであります。私が調査をした際は、多くの事業所が法令上の人員では全然足りないと窮状を訴えられておりました。法令上の人員で足りない理由は、利用者の介護の重度化、認知症の併発など、1人で対応すべきところにそれ以上の手がかかること。介護職自体が高齢化していて、労力が低下していること。また、事業所としては、質のよい介護を提供したいと努めていることなどがあり、介護職の退職を防ぐために休暇や時間外

など、労働条件を改善し、人材確保のために、定年年齢を上げていることなども伺っております。利用待ちがないのは、老老介護や介護離職など、家族の負担で補われていることも考えられます。また、使えば使うなりに費用がかかってしまうということを心配されている市民もおります。また、同じアンケートの結果から、利用したい方がいるのに、市内にないサービスとして、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護や、夜間対応型訪問介護などが上がっておりました。介護職が充足していれば、市内で十分行われるサービスではないかと考えます。例えば、現在、恵風園や恵祥園も定数を満たしていませんので、介護職員が充分にいれば、空き居室を利用して、小規模多機能型居宅介護サービスを実施できます。私なりに介護職不足の解消の対策を考えてみますと、例えば、潜在する介護人材の登録システムで短時間の隙間労働を必要な事業所に斡旋する仕組みを考えることはできないでしょうか。アンケートでは、20代30代の退職者が多いです。子育てや介護の合間、一段落しての短時間労働なども考えられます。また市内では、美唄市社会福祉協議会で介護人材を育成する初任者研修を行っています。育成するノウハウはあります。外国人労働者が一番苦勞する日本語を教えるノウハウが加われば、就労のために転入してきた外国人労働者の家族が資格を身に付けることができるとか、さらに生活支援が加われば、安心して就労できるというロコミが広がるかもしれません。南空知には保健医療福祉圏域連携推進会議というのがあり、医療計画を策定しています。前回、自治体間

の協力についても提案させていただきましたが、介護関係でも他自治体と協力して、介護職を育成するなどできないでしょうか。美唄市の高齢者福祉は他市と引けを取らない、多くの専門家ともつながりを持っていると伺っております。介護職はやりがいがあり、尊い仕事だというだけでは、現場の職員は更に無理をするしかなく、疲弊します。介護保険事業は、住所地特例です。住所地特例というのは、施設を多く持つ自治体の負担が増えないように、入所により利用者の住所が変わっても、入所する前の自治体が費用を負担する制度です。市外の施設に入所され、美唄市の住人でなくなっても、介護費用は、美唄市が負担することとなっています。市長は、先ほども言いましたが、物価高騰という国レベルの経済問題にも、市独自の現金給付という全国にあまり例のない施策を打ち出されています。まず、介護職は十分ではないんだという認識のもとに、美唄市ならではの施策を考えていただければと願います。市長のお考えをお聞かせ願います。

最後に、会計年度任用職員の適切な雇用についてであります。美唄市が総務省の事務処理マニュアルや国の指針に基づき、正規雇用に準じて一斉公募なしで再度雇用されていることは分かりました。しかし、石狩市では、今年8月に既に規則の改正を行っております。美唄市も規則の例外としての取扱いではなく、会計年度任用職員の雇い止めの不安を解消し、経験や能力が正しく評価されることが、各自のスキルアップやモチベーションとなり、美唄市の安定した雇用にもつながりますので、是非速やかな規則の改正をお願いいたします。

給料の上限号俸については、「総務省のマニュアルにより、会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度が正規職員より低いということで、給料に上限を設けている」という説明でした。マニュアルによると、会計年度事業任用の職は、1会計年度ごとにその職の必要性が吟味される、新たに設置された職と位置付けられるもので、再度の任用がなされた場合でも、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきものとされています。すなわち引継ぎのいない、新たに設置された職として扱われるべき仕事であるということになりますが、美唄市の実情はこの点に収まっていないものもあります。私、専任手話通訳者という職はそうであったと認識しています。もしも継続的業務で、美唄市の行う住民サービス上、なくてはならない職であれば、常任の一般職、すなわち正規職員としての配置が望ましいと思いますが、そのことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

また、会計年度任用職員で同じ職を5年以上継続し、時には指導的な立場になっている職務も見受けられます。異動がないため、正規職員より豊富な知識を持っている方も多いです。正規職員と違い、昇進という等級の変更はありませんので、常に1等級というだけでも、会計年度任用職員と正規職員の差はついております。頭打ちをしなくても賃金が低く抑えられていることに変わりありません。美唄市はSDGsの考え方を取り入れております。そこにはディーセント・ワーク、「生きがいのある人間らしい仕事」「持続可能な生計に足る収入が得られること」などが定義されております。市長は、職員との対話も重視されると

のことでした。会計年度任用職員の声にもどうか耳を傾けて、5年たったら一律賃金、頭打ちになるというシステムに、もしも不合理な待遇差別があると思われたなら、是非、改善していただきたいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

●市長桜井恒君 市民との対話の取組についてであります。スローガンとして掲げた「対話から始まるまちづくり」のもと、公約として年間40回の「対話」を目指し、様々な手法により、市民ニーズを把握し、相互理解を深め、市民の皆様の納得を得られるよう取り組むことが基本であり、かつ重要であると考えております。市長とのオープンディスカッションのアンケートにおいても、「市民の声を耳を傾けて聞いてくれる。」「市長が細かく説明してくれることで、堅苦しくなく質問などがしやすかった。」など、好意的な意見を多くいただいたところです。このオープンディスカッションの様子については、web会議システムを利用してリアルタイムで職員が視聴できるようにしていたほか、当日視聴できなかった職員に対して録画データを視聴できるようにしていたところでもあります。また、昨年は市民に広くテーマをお示しし、ご意見やアイデアを募る形式で行ったところですが、本年度については市の事業について、市民の皆様の意見や質問について議論を行い、その後フリートークの形で対話を行ったところがあります。今後におきましても、市民との議論が進むような方法について検討を行い、よりよい対話の場となるよう努めてまいります。

次に、介護職不足についてであります。 「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計

画」を策定する際に行った介護事業者向けのアンケートにおいて、美唄市内にないサービスで担当の利用者様に利用していただきたいサービスとして、「小規模多機能型居宅介護」のニーズが多いことが分かっております。さらに、「恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会」においても、本市に必要な介護資源についての検討を行っているところであり、その内容と他自治体の状況を伺いながら、本市でのサービス提供に向けて、「小規模多機能型居宅介護」も選択肢のひとつとして検討を進めてまいります。いずれにいたしましても、本市としましては、介護職不足は美唄市に限らず全国的な問題であると考えており、国や北海道などで制度化されているものについては、市内の事業者や介護従事者の皆様が利用できるような情報提供に努めるほか、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズを把握しながら、介護サービスの充実に取り組んでまいります。

次に、会計年度任用職員の給料における上限号俸についてであります。上限号俸につきましては、総務省が示した会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルにより、「会計年度任用職員は、非常勤の職を占め、任期が一会計年度内に限られるものであることから、その職務の内容や責任の程度は、正規職員とは異なる設定とすべきものであり、職務の内容や責任等を踏まえつつ、給料の水準に一定の上限を設けることが適当である」とされており、本市においても、職務の内容や責任等を踏まえつつ、給料の水準に一定の上限を設定したものであります。また、職員の配置の考え方につきましては、近年、

業務の専門性が急速に進んでいることから、正規職員と会計年度任用職員のそれぞれの役割を踏まえ、引き続き、適切な募集、採用、配置に努めてまいります。いずれにいたしましても、昨年には、法令や事務処理マニュアルの改正により、人事院勧告に基づいて増額改定した会計年度任用職員の給与について、正規職員と同様に遡及適用したほか、これまで支給しないものとされてきた会計年度任用職員の勤勉手当について支給してきたところであり、会計年度任用職員の給与等については、今後につきましても、国公に準拠して対応してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員 令和6年第3回定例会において、大綱4点、市長ないし教育長に質問いたします。

まず1件目につきましては、車検切れ公用車の公務使用についてであります。このことについては、同僚議員からも質問があったところがございますが、若干、観点が違うところから質問させていただきます。

経過としては、広報情報推進課でリース契約をしている公用車について、車検の有効期限が8月15日に満了しているにもかかわらず、8月22日まで運行していたとのことで、要因は車検更新担当者の失念としていましたが、去る6月にも、恵風園・恵祥園において、同様の事象があり、市民からすれば、「市は、何をしているんだ」との批判は当然で、行政の信頼を損なうものであり、非常に残念であります。市長は、令和6年第3回市議会臨時会の市政報告の中で、「再発防止に向けては、車検期間等

の情報把握や管理の徹底を図り、チェック体制の再構築に取り組んだ」とし、今後の安全運行に万全を期すとしていましたが、この間、具体的にどのように取り組んできたかを、時系列で説明してください。

次に、2件目についてであります。人事行政について、会計年度任用職員の処遇改善についてであります。これにつきましても、同僚議員から質問が先ほどありましたが、またこれについても、観点が若干違うところから質問させていただきます。

会計年度任用職員を巡っては、不安定な雇用形態や収入の低さから「官製ワーキングプア」との批判もあります。そうした中、北見市では、財政状況の収支不足を理由とし、1,200人のうち、来年度に向け90人の雇止めを行う方針を示したと新聞報道され、物議を醸しているところであります。「不合理な理由」で雇止めをすることは、職員の生活を無視した行為であり、許されるものではないと私は考えます。そこで、本市の会計年度任用職員は何人で、全職員の何割を占め、特に多く配属されている部門はどこかを伺います。また、これまで制度としては、再採用については、1回目、2回目については、公募なしで更新できるとしていましたが、雇用期間の上限を迎えた職員を次年度に再募集している自治体もあると聞いていますが、本市においては、5年目を迎え、どのような対応をしてきたかを伺います。

また、去る6月28日、人事院は「3年目の公募」について、撤廃することを各省庁に通知し、総務省は地方自治体に対し、制限の撤廃を同日示したとありました。非正規公務員に

は「無期雇用」の制度が適用されないことは承知していますが、当該職員が安定した雇用を確保されることは大変重要であると考えています。市としての基本的な再採用の考え方を伺います。

次に3点目であります。防災について、災害情報の伝達方法についてであります。

地域FMについては、市民向け災害情報を伝達する手段として整備を進めていましたが、市長公約の事業の見直しの一つとして、市役所内に設けるスタジオの実施設計まで進んでいたものを完成する前に中止した経過があります。国では、令和3年度から令和7年度までの期間で「減災・防災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、防災行政無線やFM放送設備の整備を求めています。市長は、新聞記事の中で「本年度末までに具体案を提示できるよう調査を進めている」と強調しているとの掲載がありました。具体案とは、どのようなものを想定しているのかを伺うとともに、市の基本的なスタンスとして、国庫補助金や過疎債など、常に有利な財源を活用し、事業を進めるとして、「5か年加速化対策」を活用するとしたならば、年度末では間に合わないではないのかと考えています。防災への対策は極めて重要であり、喫緊の課題でもあります。今後、どのような財源を確保し、防災の事業を進めていくかを伺います。

次に、教育行政についてであります。教員の長時間労働の実態と健康管理についてであります。

教員の時間外労働の実態については、昨年の第3回定例会において質問したところですが、45時間を超える教員は小学校で9%、中学

校で31%であり、80時間を超える教員もいるとのことでありました。対策として、校務支援システムを運用し、会議時間などの縮減に取り組むほか、教員の業務支援やICT教育支援員を配置し、長時間労働縮減に取り組んだとしています。結果として、取組の成果について伺います。

また、東大阪市の中学校で1人の教員に業務が集中し、校長に業務の軽減を訴えたが「代わりはいない」として認められず、時間外労働は85時間から165時間に及び、結果として適応障がいを発症し、休職に追い込まれ、訴訟に発展し、「負担軽減の具体的な措置を取らなかった校長に注意義務違反があった」という判決が下りたという新聞報道があったところです。そこで、本市において適応障がいなど精神的な病により、休職あるいは長期療養を余儀なくされた教員の人数と割合について、また、その要因についてどう把握しているか、さらに、代替教員は補充されているのかを伺います。

また、学校現場では、少なからずこのような実態があることを踏まえ、教育委員会として、教員への実態調査が必要ではないのか。さらに、教員の健康管理について、どのような対策が必要で、対策をしていくのかを伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 車検切れ公用車の公務使用についてであります。初めに、去る6月19日に美唄市恵風園・恵祥園において運行管理している公用車1台について、6月15日から5日間のうち3日間、車検期間が満了していることに気付かず運行していたことが判明しました。車検切れとなった原因は、同園内部

における車両管理業務の確認の不徹底によるものであり、速やかに美唄警察署に報告するとともに、この事実を公表したところであり、再発防止に向けては、6月24日に部長職を招集して本件についての情報共有を図ったほか、同日付けで総務部長通知を庁内に発出し、各所属で所有している公用車及び共用車の全ての車両について、車検満了日を一斉確認するほか、美唄市車両運行管理規程に基づき、これまで行ってきた公用車及び共用車の適正な管理・運行の推進を徹底すること、車検満了日を明記した公用車及び共用車の一覧表を作成し、各所属の職員がいつでも確認できるようにしたこと、公用車及び共用車内の目のつく場所に、次回車検満了日を記載したシール等を貼り付け、運転時に目視確認できるよう改善することなど、再発防止の取組について、周知徹底を図ったところであり、

次に、去る8月23日に広報情報推進課においてリース契約している公用車1台について、8月16日から8日間のうち3日間、車検期間が満了していることに気付かず運行していたことが判明しました。車検切れとなった原因は同課内部における車両管理業務の確認の不徹底はもとより、職員のコンプライアンスや倫理感の欠如によるものであり、速やかに美唄警察署に報告するとともに、この事実を公表したところであり、再発防止に向けては、8月26日に部長職を招集して、本件についての情報の共有を図ったほか、同日付けで総務部長通知を庁内に発出し、今後こうした不適正な行為を繰り返すことのないよう、各所属で所有している公用車の全ての車両について、改めて車検満了日の確認を行うとともに、6

月24日付け総務部長通知による再発防止の取組に加え、総務課において、全車両の車検満了日を記載した「公用車両簿」を作成し、毎月、全庁的に車検期間等の情報把握や管理の徹底を図るなど、二重チェック体制の再構築に取り組んだほか、短期間に同様の事件が再発した状況を踏まえ、全職員を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施することなど、再発防止の取組について、改めて周知徹底を図ったところであり、私としましては、公用車の車検有効期間が切れた期間中、幸いにも交通事故等は発生しておりませんが、短期間に同様の事件が再発し、市民の安全・安心を守らなければならない、美唄市の信用を失墜させる結果となったことを、法令に基づき車両を管理する指揮監督者として重く受け止め、市民の皆様に対し、心より深くお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

次に、会計年度任用職員の処遇の改善についてであります。はじめに、会計年度任用職員の雇用人数等につきましては、8月1日現在314人で、このうちフルタイム職員が139人で44.3%、パートタイム職員が175人で55.7%となっており、会計年度任用職員が全職員に占める割合については43.3%で、特に多く配置されている部署は保健福祉部、教育委員会、市立美唄病院となっております。また、会計年度任用職員制度については、総務省が示した事務処理マニュアルに基づき、令和2年度に策定したところであり、本市の会計年度任用職員については、美唄市会計年度任用職員任用規則に基づき、任用しているところであります。これまで再度任用は規定に基づき2回の更新を限度としているところですが、3回目の更

新となる継続任用の手續に当たっては、会計年度任用職員が地方行政の重要な担い手になっていることを踏まえ、国が示す人材確保及び雇用の安定を図る観点から、正規職員に準じて継続的な任用に努めてきたところであり、これまで雇止めはないところでもあります。

次に、継続任用についての国の基本的な考え方については、本年6月に総務省から事務処理マニュアルの改正について通知があり、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されたところであり、今後としていたしましては、労使協議の上、通知に基づく関係例規の改正を検討してまいります。

次に、市民への災害情報の伝達方法についてであります。はじめに、伝達方法の具体案については、国においては情報の受け手への伝わり易さ、伝達の範囲、伝達が可能な情報量や地域の実情などを踏まえつつ、プッシュ型で一斉に同報し、情報機器等を持たない住民へ伝達でき、発災前後を通じて継続して使用できる耐災害性を有しているという4つの要件を全て満たす災害情報の伝達手段の整備を推進しております。国からは、その主たる災害情報伝達手段として、市町村防災行政無線、MCA陸上移動通信システムを活用したシステム、FM放送を活用したシステムや携帯電話網を活用したシステムなど9つの手段が示されているところでもあります。近年発生している大規模地震や大型台風被害時の各システムの優位性や本市の地理的条件、人口分布、費用対効果等を踏まえ、現在、本市の

実情に合った伝達方法を検討しているところでもあります。

次に、財源の確保についてであります。 「減災・防災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による防災情報伝達手段の整備に当たりましては、国において、緊急防災・減災事業債及び特別交付税等による措置が講じられているところでもあります。緊急防災・減災事業債につきましては、市町村防災行政無線、MCA陸上移動通信システムを活用したシステムやFM放送を活用したシステムなどの親局等を整備する場合や携帯電話網を活用したシステムのサーバー等を新規整備する場合に活用でき、地方債の充当率が100%、交付税措置として元利償還金について、その70%が基準財政需要額に算入されるほか、整備する手段等により事業の当該年度に完了できない場合には、翌年度に繰り越すことができます。また、特別交付税措置につきましては、戸別受信機等を貸与するために整備する場合や携帯電話網を活用したシステムのための庁舎設備のソフト改修を行う場合などに活用でき、対象経費の70%が措置されます。このことから、整備する内容により、緊急防災・減災事業債と特別交付税措置の両方、又はいずれかの活用ができること、さらには令和7年度に整備を始めても財政措置が講じられますことから、これらの有効な財源の確保に努め、整備を進めてまいりたいと考えております。

●教育長石塚信彦君(登壇) 教員の長時間労働の実態と健康管理についてであります。美唄市立学校管理規則では、教員の時間外在校等時間の上限を1か月で45時間、1年間360時間と定めて、長時間労働の主な要因である

部活動での指導や事務処理などの時間縮減を図るため、校務支援システムの運用のほか、道教委の事業を活用した教員業務支援員や、本市において各校にICT支援員を配置するなど、教員の長時間労働の軽減に取り組んでいるところであります。これまでの取組の成果につきましては、時間外在校等時間については、令和5年度では平均で月45時間を超える教員は小学校では4.7%、中学校では17.1%で、令和4年度と比較し、小学校では4.3ポイントの減少、中学校では14ポイントの減少となっており、一定の改善は図られているものと認識しております。教員の長時間労働の縮減を図るためには、教員業務支援やICT支援員の拡充は、教員の負担を軽減する上で大変効果的な施策であると考えことから、引き続き支援員の配置を推進するとともに、教員が生徒指導上の諸課題やトラブルに直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣など、学校運営の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、精神的な病による休職・長期療養者の人数及び割合につきましては、令和6年8月末現在で、小学校において1人が休職し、割合としましては全教職員の1.1%、要因については、学校長が当該教員と面談を行い、把握しているところであります。教員の休職に対する対応につきましては、他の教員に負担がかかることから、学校体制や児童生徒の学びに影響が生じないよう、道教委や当該校と協議をしながら代替職員などを配置しているところであります。また、精神的な負担の抑制など健康管理に関する対策であります、メン

タルヘルス不調者を未然に防止するため、状況に応じた実態調査や、引き続きストレスチェックを実施するほか、これまでも各校で実施している定期的な管理職による面談を通じながら、早期発見・対応に努めてまいります。

●1番永森峰生議員 市政報告について車検切れ公用車の公務使用について若干再質問させていただきます。

今回のように、うっかり忘れてしまうことは、誰にでもあることです。担当に任せるのではなく、運行管理者、運転者がいつでもチェックできるような工夫が必要であり、例えば、車検期間満了日を運行日誌の各ページに、目立つように掲載するなど、運転者、運行管理者双方がふだんから意識・確認できるよう工夫した取組も重要と考えます。市長の見解を伺います。

●市長桜井恒君 再発防止の取組についてですが、短期間に同様の事件が再発した状況を踏まえ、車検満了日を明記した一覧表を作成し、職員がいつでも確認できるようにしたこと、また、車内の目につく場所に、車検満了日を記載したシール等を貼り付け、運転時に目視確認できるよう改善したほか、総務課において全車両の車検満了日を記載した「公用車両簿」を作成し、毎月、全庁的に車検期間等の情報把握や管理の徹底を図るなど、二重チェック体制の再構築を通じて、担当に任せるのではなく、運行管理者を含め職員間において相互に補完し、確認できるような体制づくりに努めてまいります。

いずれにいたしましても、車検切れ運行はあってはならないことであると重く受け止め、今後こうした不適正な行為を繰り返すことの

ないよう、再発防止に万全を期してまいります。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員 令和6年度第3回定例会において、大綱2点、市長並びに教育長に質問いたします。

まず大綱1点目、都市行政についてお伺いいたします。

美唄市内は、人口の減少とともに、空き家、空き地が目立ち、特に中心市街地の現状は、魅力あるまちとは言いがたい状況にあります。今後も人口が減少し続けて、居住する区域がダウンサイジングできずに、現状のままの広さで人口密度が低くなることは、道路や上下水道などのインフラ整備に関わる費用、さらには豪雪地帯である美唄市の除雪費用などを考えると、将来においては市の財政を圧迫することが危惧されるところであります。人口減少により、まちの空洞化が進む状況は、美唄市に限らず全国的な問題であり、空洞化に伴う所有者不明土地は年々増加しており、国土交通省の説明によれば、国内の所有者不明土地の面積は九州の土地面積よりも広いと言われております。国土交通省が言うところの所有者不明土地とは、一つ目に、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、二

つ目として、所有者が判明しても、所有者の所在が不明で連絡がつかない土地と説明があります。このような状況の中、国では人口減少によって増え続ける所有者不明土地の対策として、不動産の相続登記を相続により不動産の取得を知ってから3年以内に登記を申請することとして、今年の4月1日から不動産登記の義務化が法律で定められました。また、不動産の相続登記を怠った場合には、10万円以下の過料が課せられるとの罰則規定もあり、過去に相続した不動産も義務化の対象となっております。相続登記の義務化を進める必要性について、国の説明によれば、相続登記がなされずに、遺産分割をしないまま相続が繰り返され、世代交代が進むことにより、探索すべき所有者の数はネズミ算式に増加すること。登記簿を見ても所有者が分からない、所有者不明土地が全国で増加することは、土地所有者の探索に多大な時間と費用が必要になること。そして、公共事業や復旧復興事業が進まないこと。また、民間取引や土地の利活用において阻害要因となること。さらには、所有者不明により固定資産税の徴収ができなくなることなど数多くの弊害が発生しております。相続登記の問題は今後予想される人口減少や高齢者の死亡数の増加などにより、さらに深刻化する恐れがあるため、不動産の相続登記対策は喫緊の課題であります。

以上を鑑みて質問いたしますが、1点目として、市が現在把握している所有者不明土地は住宅地、農地、どれくらいの件数と面積になるのかをお尋ねいたします。

2点目として、所有者不明により納税通知書が送付できない、固定資産税を課税できない

ものなど、どれくらいの件数と税額になるのか、お尋ねいたします。

3点目として、不動産所有者が死亡した後、相続登記がされたのか否かの確認作業についてはどのように実施されているのか。以上3点についてご答弁をお願いいたします。

続いて大綱2点目、教育行政について教育長にお伺いいたします。

教育長は、本年度の教育行政執行方針の中で、「新たな義務教育制度」に関して、義務教育においては、少子化に伴う児童数、児童生徒数の減少や多様化、複雑化する社会状況の変化などを背景に、学校の小規模化が想定される中、地域社会の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められており、このため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた教育内容の方向性や、これからの学校づくりにおいて調査・研究を進めてまいりたいと述べておられました。2016年4月に改正学校教育法が施行されまして、小中一貫教育が制度化されたことにより、小中学校の統合が進んでいますが、文部科学省の統計要覧によれば、令和2年度では、全国で小中学校合わせて1,175校が小中一貫校となっており、義務教育学校は126校となるなど、年を追って増えている状況であります。近隣の砂川市でも、2年後の令和8年に小学校の児童数513人、中学校の生徒数265人の合計778人で義務教育学校の開校を目指すとしており、「砂川市義務教育学校基本構想」によれば、その目的は、「小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、義務教育9年間を一体的に捉え、指導の一貫性や学びの系統性を重視した教育活動を展開する義務教育学校を目指す」としております。美唄市の

小中学校の生徒数は、令和6年4月時点で、美唄市立中央小学校が277人、美唄市立東小学校は274人、美唄中学校が169人、美唄東中学校が149人で、小中学校合わせて総数869人であり、教育長が教育行政執行方針で述べられた新たな義務教育制度の取組は、少子化が進む美唄市の教育環境を踏まえた賢明な判断であると思います。

そこで3点質問させていただきます。

1点目に、義務教育学校と小中一貫校ではどのような違いがあるのかについて、お伺いいたします。

2点目として、新たな義務教育制度の導入を検討する目的や、その効果について、お伺いいたします。

3点目として、美唄市において「新たな義務教育制度」に移行する時期について、何年後を目途に考えておられるのか。

以上3点についてご質問、ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 相続登記の義務化に係る市の対応についてであります。初めに、市が現在把握している所有者不明土地につきましては、土地・家屋の所有者が死亡し、相続人調査をするも相続放棄や所在不明などにより相続人が不明な場合、固定資産税や都市計画税の納税通知書を送付せず、課税保留しているものを所有者不明土地としており、41筆、1万5,112.3平方メートルとなっております。土地の内訳につきましては、宅地が38筆、1万4,654.3平方メートル農地が1筆、279平方メートル、そのほか、公衆用道路が2筆、179平方メートルとなっております。

次に、所有者不明土地に対する、所有者不

明等により納税通知書が送付できず課税できないものにつきましては、納税義務者数では14件、税額では令和6年度の課税で換算すると固定資産税・都市計画税は25万円程度となっているところであります。

次に、不動産所有者死亡後の相続登記の確認作業につきましては、現在は、電子化が進み、法務局の登記異動情報で随時、確認できるようになっており、定期的に情報を確認しております。

●教育長石塚信彦君(登壇) 初めに、義務教育学校と小中一貫校の違いについてであります。義務教育学校は学校教育制度の多様化及び弾力化を進めるため、学校教育法の改正により、既存の小学校、中学校とは異なる新たな学校の形態として設置が可能となったものであり、1人の校長の下で、一つの教職員組織が置かれた9年制の学校となっております。一方、小中一貫校は、組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を行う形態であり、それぞれの学校に校長、教職員組織が置かれております。また、子どもの修業年限につきましては小学校で6年、中学校で3年となっております。義務教育学校と小中一貫校の違いの大きなものとして、義務教育学校では、教員の所有免許については、原則、小学校と中学校の両方の免許状を所持しなければならないとされております。

次に、新たな義務教育制度の目的についてであります。義務教育の9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育制度を編成・実施することで、児童生徒の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すこと

を目的としております。

効果につきましては、「柔軟なカリキュラムで指導ができる」「中1ギャップの緩和や解消が見込める」「異学年交流を実施しやすい」「教員同士で生徒の情報を共有しやすく継続的な指導ができる」が考えられます。一方、短所としましては、「人間関係が固定化しやすい」「高学年生徒が低学年生徒に及ぼす影響への配慮」などが考えられます。

次に、移行時期についてであります。少子化に伴う児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に学校の小規模化が想定される中で、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められておりますことから、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて、調査・研究を進め、移行についても検討してまいりたいと考えております。

●9番山上他美夫議員 まず、不動産登記の義務化についてであります。不動産登記の義務化が施行された本年4月以降に美唄市でも相続の登記が増えているのか。市内の司法書士に相続登記の状況について尋ねてみましたところ、「不動産登記が義務化された4月以降からは、相続登記をする方は僅かながら増えています」と返事をいただきました。市は、相続登記義務化の市民への周知について、どのような広報活動をしているのか。現状調べてみたところ、広報紙メロディーでは、本年3月号に僅か9行の簡単な説明と、問合せ先として、札幌司法書士会と札幌法務局岩見沢市局が掲載されているだけであります。また、市のホームページへの掲載は、未だに令和2年4

月に制度化された「現所有者の申告制度」についての説明だけであり、本年4月に改正された相続登記義務化についての説明はありません。市民への周知のためには、広報紙メロデーの3月号へ掲載すると同時に、市のホームページも同様の更新をすべきではないかと考えております。今回の改正は、相続登記を放置すれば10万円の罰則規定もあり、施行前の相続にも適用されるとありますので、市民に理解を得るためには、周知広報が極めて重要と考えますが、今後、市民への周知はどのように行っていくのか、相続登記の義務化についてのどのような対策を考えなのかをお伺いいたします。

続いて、教育行政についてであります。先ほども述べたとおり、2016年に学校教育法が改正されまして、それ以降、義務教育学校や小中一貫校への移行は全国で進んでおり、今日の道新朝刊にも、隣の栗沢小学校と栗沢中学校を統合して、来年4月に義務教育学校を開校すると記事が掲載されておりました。義務教育学校や小中一貫校の先進事例を調べてみますと、移行した場合、教育の質向上や児童生徒の成長支援に寄与する一方で、多くの課題も見受けられております。しかし、少子化が進み、教育環境が変化していく中で、新たな義務教育制度の導入によって、美唄の未来を担っていく子どもたちが健やかに成長し、次代を託せる大人に成長することを期待するところであります。今後、新たな義務教育制度の導入を進める上で、様々な困難もあると思いますが、何かお考えあればお伺いしたいと思います。

●市長桜井恒君 相続登記の義務化の市民周

知についてであります。所有者不明土地の解消は、公平な課税や市税の確保の観点からも重要なものと考えておりますことから、相続登記の義務化につきましては、今後、市のホームページにおいて周知するほか、パンフレットの納税通知書への同封や各種届出の際の配布など、各関係部局や法務局との連携を図り、効果的な周知の方法を検討しながら、市民周知してまいりたいと考えております。

●教育長石塚信彦君 義務教育制度についてであります。義務教育学校や小中一貫校の導入については、効果もありますが、また同時に課題もありますことから、その導入については慎重に検討する必要がある、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2024年第3回定例会において、大綱2点について、市長に伺います。

まず大綱の1点目、市政報告についてです。こちらですが、私は市政報告「公用車の車検切れ運行」について、チェック体制の再構築ですとか、また全庁的に、6月19日の1回目の車検切れから2回目8月23日までの間でどのような全庁的なチェックが行われていたかなどをこの場から伺う予定だったんですけども、同僚の議員からですね、今回の一般質問、昨日今日と同様の質問がありましたので、観点が違うところのみ伺いたいと考えています。

私として伺いたいところは、この公用車の車検切れ運行についてですが、過去に遡って本市で同様の事例というものがあったのかということをお答えいただきたいと

考えています。また、それをお答えいただいた後、再質問ということで、中身に入らせていただきたいです。

そして大綱の2点目、防災行政について伺います。

9月、非常に防災について大事な月となっていて、9月1日というのは、1923年「関東大震災」が発生した日です、「防災の日」と制定されています。また6年前、9月6日ですね、ちょうど美唄市議会も一般質問が行われていたときかと思うのですが、「胆振東部地震」が発生し、北海道ほぼ全域でも停電が発生をしています。非常にこの9月というのが防災について再度考えるのにふさわしい時期なのかなと思いますし、また本年1月1日には、「能登半島地震」が発生し、最近、地震だけではなく自然災害、大雨など、非常に大きなものが増えてきているのかなと思います。災害に備えて、防災意識を高めていくということは重要なことに、これまで以上になっていくのではないかと考えます。先の第2回定例会でも同僚議員が防災行政について、特に食糧備蓄の観点から質問を行っていましたが、私はまた別の観点、違った観点からの質問をさせていただきます。

昨年12月末に内閣府男女共同参画局から「男女共同参画の観点からの防災・復興ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況調査が実施されています。調査結果が今年の6月に公表されていますが、この調査結果を踏まえて、2点について伺います。

この調査結果の中では、道内、多くの地方公共団体、自治体、男女共同参画という視点からの防災復興に関わる取組というのは十分

ではない状況にあるというのが見受けられました。本市においても同様に十分ではないというような取組状況調査の結果となっていたかと思いますが、多様な視点から災害対応を考えるということは、今後、これまで以上に重要なものになっていくと考えます。調査を受けて、今後市としてどういった意識を持って取り組んでいくか、考えを伺います。

また、この取組状況調査の中では、女性用品、乳幼児用品の備蓄状況に関する調査というものがありませんでした。常備蓄品として12品目が調査項目となっていました。この12品目、本市の備蓄状況、こちらについて伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 6月、8月と連続して発生した公用車の車検切れ運行について、過去の事例としましては、平成26年4月8日、教育委員会において運行管理しているスクールバス1台について、平成25年11月5日から155日間のうち、86日にわたり、車検期間が満了していることに気付かず運行していた事例があったところであります。私としましては、公用車の車検有効期間が切れた期間中、本件につきましても、幸い交通事故等は発生しておりませんが、今回も含め、同様の事件が再発し、市民の安全・安心を守らなければならない美唄市の信用を失墜させる結果となったことを、法令に基づき車両を管理する指揮監督者として大変重く受け止め、市民の皆様に対し、改めまして心より深くお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

次に、男女共同参画の観点からの防災・復興ガイドラインについてであります。初めに、ガイドラインに基づく本市の取組状況に

つきましては、避難所開設当初から女性や乳幼児など、配慮を必要とする方の視点に立った避難所設置・運営マニュアルを作成しているほか、女性や乳幼児に必要な備蓄品の整備に取り組んでおります。また、美唄市防災会議の委員については、26人のうち女性委員は2人で、自主防災組織についても役員の多くは男性が担っている状況にあり、女性の参画が進んでいないところであります。このため、今後、委員の委嘱を依頼する際には、男女共同参画の視点から、女性の登用についても配慮していただくよう理解を求めるとともに、自主防災組織についても、女性の参画に配慮していただくようお願いし、防災会議等の意思決定過程に女性の視点が反映できるような体制づくりに努めてまいります。

次に、女性用品及び乳幼児用品の備蓄状況についてであります。女性用は生理ナプキン、乳幼児用については、乳幼児用ミルク、哺乳瓶、哺乳瓶消毒セット及び紙おむつを備蓄しているところであります。本市の人口の半数は女性であり、女性用備蓄品として何が必要とされているか、備蓄品の品目や数量などニーズを把握するとともに、このたびの調査項目も参考にしながら、備蓄品の整備の充実に努めてまいります。

いずれにいたしましても、防災施策に女性や災害時要支援者の意見を取り入れることができるよう、意識啓発を行い、男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

●6番吉岡建二郎議員 市政報告についてですが、公用車の車検切れ運行について、これは10年前にも同様の事例があったと、ただ同様といっても10年前のものは今回よりもかな

り長い期間の車検切れに気づかないといったものであり、10年前の事例があったにもかかわらず、今回、再度ですね車検切れが起こったということで、何て言うのですかね、10年後、今回の事例まで風化してしまって、また同じように車検切れが起こるといったことがないように、是非とも庁内での、今回のことを受けての周知徹底、そして対策をしっかりと行っていただきたいところだと考えています。また、6月の車検切れの際に行っていた再発防止策というのが庁内に浸透していなかったというところがあったのかと、同僚議員の答弁から伺いました。8月に再度発生した原因がまさにそこではないかと考えます。こういったことがありますね、また公用車の車検切れのみならずですが、他の場面でもチェック体制というものを、今回、当初の6月に行った周知徹底というだけではなく、双方向の連携が取れた体制というものを構築していくことが必要ではないかと私は考えるのですが、今回、二重のチェック体制の再構築では双方向でのやりとりというのがどのようになっているのかを伺います。

また今回の件について車検切れ、確かに実際に車を運行していた職員ですとか、管理担当者といった職員個人個人に少なからず落ち度があったのかとは思いますが、根本的なところでやはり組織としての管理体制が機能していなかったということが発生の原因ではないかと私は考えます。コンプライアンスに関する研修、全職員向け、組織全体で持つということは非常に良いことかと思えます。再発防止に努めるという意味で効果的かと思えますので、是非コンプライアンス研修、今回、

単発ということではなくて10年後再発ということがないように、今後も継続的にコンプライアンスに関しての研修というものを続けていっていただけたらと考えます。その上で、組織としての対応は、市政報告と今回一般質問で、私含め3人からの質問という形で答弁示していただきましたが、先ほど申し上げましたとおり、担当者ですとか、運行していた個人の責任という形になるようなことがあってはならないかと考えます。同様の事例が連続して発生したことによって、そういった深くというか、重たく関わっている職員、非常に心身ともに負担かかっているのではないかと考えますが、この担当者のメンタル面含めたケアについてどのように行われているのかを伺いたいと思います。

防災行政について、答弁から本市の現状は理解をいたしました。男女共同参画はなかなか進んでいない状況については、今後、体制づくりに努めていくとのことですが、近年、災害時の支援の考え方として、要配慮者支援とはまた別の考え方で、多様性への配慮という観点が必要となってきたと伺います。災害が発生すれば、やはり一部の人だけが被災者となるのではなくて、あらゆる人が被災者となることは必然であって、画一的な支援では、必要な支援が全体に行き届くということはないのではないかと考えます。今回内閣府の取組状況調査、これは男女共同参画の視点からなので、今までだと男性視点のものが多かったものに女性視点というものを加えていこうという形での防災復興に関するものですが、今後更に広い視点、多様な視点ということを災害時の備えを考え充実させていく

上で必要となっていくと考えるのですが、その点について、市長の考えを伺います。

また、この「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく取組状況調査の中では、女性用品及び乳幼児用品の備蓄状況、本市で12品目のうち、女性用品は生理用ナプキン、乳幼児用用品に関しては、乳幼児用ミルク、哺乳瓶、哺乳瓶消毒セット、紙おむつ、この調査結果全体を見ますと、比較的多くの自治体が備蓄をしているものと同様なものを本市でも準備、備蓄されているということが分かりました。ただ一方で、この調査品目の中にある、おりものシート、防犯ブザー又はホイッスル、女性用下着、離乳食、項目に挙げられている物の中で、備蓄がされていない状況のものというのがあることも今回分かりました。なかなかニーズが、どの程度の数が必要なのかというのが、実際にその物を準備しておく、備蓄しておくことが本当に必要なのかも分からないところもあるかと思うのですが、ニーズを把握するという点からまず大事になってくるのかと思います。備蓄品の整備に取り組んでいきたいとの答弁で、そのニーズ、数量や品目などのニーズの把握に努めるということでしたが、備蓄品の整備など、平時の備え段階から多様な視点を持って取り組んでいくことができるように、特に危機管理に関しての職員配置等から検討する必要が出てくるのではないかと考えますが、この点に関して市長の考えを伺います。

●市長桜井恒君 公用車の車検切れ運行についてであります。6月19日に発生した案件に対しましては、6月24日に部長職を招集して、本件についての情報共有を図ったほか、同日

付けで、総務部長通知を庁内に発出し、再発防止の具体的な取組について、全庁的な周知徹底を図ったところでありますが、各所属の取組状況の確認まではその時点で行わなかったところであります。こうした中、8月23日に発生した案件につきましては、短期間に同様の事件が再発した状況から、6月24日に周知徹底した再発防止策の実施状況を全庁的に確認したところであります。また、総務課において全車両の車検満了日を記載した「公用車両簿」作成し、毎月、全庁的に車検期間等の情報把握や管理の徹底を図るなど、二重チェック体制の再構築を行ったところであり、担当に全て任せるのではなく、運行管理者を含め、職員間において相互に補完し、確認できるような体制づくりに努めることとしたところであります。

次に、このたびの2件の案件につきましては、車検更新の担当者に全ての責任があるのではなく、運行管理者を含め、組織における管理体制が機能しなかったことにより発生したものと考えており、これまで車検更新担当者におけるメンタルヘルスの不調はないところであります。

いずれにいたしましても、車検切れ運行はあってはならないことであると重く受け止め、今後こうした不適正な行為を繰り返すことのないよう、再発防止の取組に万全を期してまいります。

次に、多様性へ配慮した災害時の備えについてであります。自然災害は、年齢や性別を問わず、全ての人に突然襲いかかってくることから、広い視野を持った災害対応の充実は大変重要であると考えております。このこ

とから、災害時に被災者が多様な性に関わらず、安全と安心が確保できるよう、平時から多様な性を生きる人たちやその人たちの災害時のニーズについて理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立ち、男女のニーズの違いや性的マイノリティーに配慮した避難所運営、備蓄品の整備など、多様な性によって災害時にさらなる弱者を生まない環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、多様な視点を取り込むための職員配置等についてであります。これまで、危機管理対策室へ女性職員の配置はなかったところであり、地域防災計画やマニュアル等への男女共同参画の視点が十分に反映されなかったものと考えております。女性目線での防災対策の推進は大変重要であると考えておりますことから、今後は、男女共同参画の視点からの災害対応や防災を担う女性リーダーの人材育成等に関する職員研修の実施のほか、地域防災計画やマニュアル等の見直しの際に女性職員等の意見や感性を反映するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員 令和6年第3回定例会一般質問におきまして、大綱1点につきまして、教育長に質問をさせていただきます。

ちょうど1年前になりますが、令和5年第3回定例会の一般質問でも同様の質問をさせていただいておりますが、「市営学習塾」の開設について、お尋ねをしたところですが、今回含めて質問は3回目、ほぼ同趣旨の質問をさせていただくところですが、都度ご答

弁いただいた中身は他市の、あるいは先進地の状況等を調査して検討してまいるといふ答弁をいただいておりますので、このたび、ちょうど1年たったということもございまして、その後の進捗状況を伺わせていただきたいと存じます。

●教育長石塚信彦君(登壇) 市営学習塾についてであります。子どもたちの成長段階に応じた必要な学力の定着は大変重要なことであり、教育委員会ではこれまで市内の小中学校に通う全ての子どもたちの学力を保障する教育を推進するため「学力向上プロジェクトチーム」を設置し、「確かな学力育成プラン」の具現化に向けて「教師の指導力向上と指導体制の工夫改善」、「家庭学習の手引きの発行による家庭における生活習慣の確立」、「支援員等の人的環境の整備」、「ICT教育の推進のための教育環境の整備」等に取り組んでいるところであります。

市営学習塾につきましては、運営の財源や指導者の確保、民営の学習塾を経営する事業者への影響等、本市を取り巻く状況等を総合的に検討し、教育委員会といたしましては、民営の学習塾などの習い事を希望する子どもたちを対象とした、新たな助成制度について、検討を取り進めてまいりたいと考えております。

また、新たな取組として、今年度からICT機器を利用した個人の到達度に応じた学び直しや目標に向けた発展的な学習を可能にする「AIドリル」を授業で活用することで、主体的で個別最適な学びの充実を図るとともに、家庭での「AIドリル」を使用可能とし、児童生徒の学力の実態に適した活用の推進を

図りながら、必要な学力の定着並びに学力の向上を学校と連携し、取り組んでいるところであります。

「AIドリル」は新たな試みでありますことから、今後は、子どもたちの取組状況や習熟度の定期的な把握に努めるとともに、活用方法を創意工夫するなど、子どもたちが自ら楽しく学べるよう、鋭意取り組んでまいります。

●議長谷村知重君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時58分 散会

